

「長野県東御市 東御の森・森林保全活動に関する協定書」

公益財団法人 Save Earth Foundation(以下「甲」という。)と東御市(以下「乙」という。)は、甲が下記の森林において行う森林保全及び管理活動(以下「保全活動」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 この協定は、次条に掲げる乙の所有する森林において、甲が行う保全活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(協定対象森林)

第2条 この協定により甲が保全活動を行う土地(以下「協定森林」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(協定期間)

第3条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成36年3月31日までとする。ただし、甲が継続して森林保全活動を実施する場合には、甲乙協議のうえ協定期間を延長することができる。

(森林保全活動計画及び実績報告)

第4条 甲は協定森林における保全活動を別添の森林保全活動計画概要に基づき実施するものとする。

2 甲は、本協定締結後速やかに森林保全活動計画概要に基づく森林保全活動計画書を作成し、乙に書面による合意を得るものとする。

3 甲は、協定期間中に実施した保全活動の内容を明記した実績報告書を年度ごとに作成し、各年度終了後速やかに乙に提出しなければならない。

(制限行為)

第5条 甲は、協定森林において次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、乙が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 営利を目的とした行為を行うこと。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 工作物を設置すること。ただし、保全活動に必要な看板・倉庫・便所等は除く。
- (4) 物件を堆積すること。
- (5) 火気を使用すること。
- (6) 第4条第2項に基づき乙の合意を得た森林保全活動計画書に記載の活動の他、木竹を伐採、植物を採取、または損傷、若しくは植栽すること。
- (7) 林木及び林産物等についての権利を主張すること。

(8) 車輛を乗り入れること。ただし、保全活動に必要な作業車は除く。

(協定に違反した場合の措置)

第6条 甲が本協定に定める事項に違反した場合は、乙は甲に対し、相当の期間を定めて本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができるものとする。

2 前項の期間の経過後もなお違反の状態が継続している場合は、乙は本協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じることができるものとする。

3 前項に掲げる乙が執る措置に要した費用は、甲が負担するものとする。

(協定の解除等)

第7条 次の各号のいずれかに該当したときは、甲乙協議のうえ本協定を解除または変更することができるものとする。

(1) 火災、天災その他の原因により協定森林の全部または一部が消失したとき。

(2) 甲乙いずれかがこの協定に定める事項に違反したとき。

(3) この協定に基づく適正な協定森林の整備が行われないうとき。

(4) その他、この協定の目的が達成できないと認められるとき。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は相当の期間を定めて本協定を解除または変更することができるものとする。

(1) 協定森林が、他の公用及び公共事業の用に供されるとき。

(2) 前条第1項の期間の経過後もなお違反の状態が継続しているとき。

(甲の責務)

第8条 甲は、協定森林において、適正に保全活動を行うものとする。

2 甲は、保全活動の一部を甲が指定する者に行わせることができる。

3 前項の規定により保全活動の一部を行わせる者を指定する場合は、甲は、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

4 甲は、協定期間の間は、この協定に定めるところによる保全活動に要する経費について負担する。

5 甲は、本協定に基づく保全活動のPRを行うとともに、東御市の認知度向上に努めるものとする。

6 甲は、保全活動によって生じた間伐材等の有効活用に努めるものとする。

7 甲は、保全活動の実施にあたり、広く参加者を募るよう努めるものとする。

(乙の責務)

第9条 乙は、第3条に定める協定期間の間は、甲がこの協定に定めるところにより協定森林を使用することを認めるものとする。

- 2 乙は、協定期間中に甲の承諾なく、協定森林を第三者に譲渡または貸与しないものとする。
- 3 協定森林に対する公租公課は、乙が負担するものとする。
- 4 乙は、協定期間中に甲の承諾なく、協定森林において立木等を伐採する行為または開発する行為(土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為)を行わないものとする。ただし、他の公用及び公共事業に供する場合を除く。
- 5 乙は、協定森林の境界及び所有者に関し、第三者から意義申立があった場合には、その処理解決にあたるものとする。
- 6 乙は、甲が行う保全活動が円滑に実施できるよう指導、助言等するものとする。

(土地使用料)

第10条 甲が、この協定に定めるところにより使用する土地使用料は無償とする。

(協定森林の名称)

第11条 甲は、協定森林の名称(以下「名称」という。)を命名し、第2条に定める範囲内において看板を設置することができる。

- 2 甲は、前項の規定により名称を命名及び看板を設置するときは、名称及び看板の設置場所についてあらかじめ乙の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定による命名に係る命名料は無料とする。

(二酸化炭素削減効果の帰属)

第12条 本協定に基づく保全活動による二酸化炭素削減効果は、甲に帰属するものとする。

(その他)

第13条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定の履行に必要な事項であってこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 所在地 東京都大田区羽田1-1-3
名称 公益財団法人 Save Earth Foundation

代表者

理事長

渡邊 兵衛

乙 所在地 長野県東御市281-2
名称 東御市

代表者

東御市長

花岡 利夫